

# 支援金詳細

## いの町食品加工業継続支援事業費補助金

地域の伝統的な食文化や特産品の製造等を守ることを目的とし、補助事業者が食品衛生法第55条第1項に基づく許可を取得し、引き続き事業を継続するための施設及び機器の整備等を行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

地域	高知県いの町
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	事業継承 / 設備投資 / その他
対象	いの町内に作業場所を有する食品加工事業者、地域団体・グループ等
公募期間	2024年4月1日～2024年9月30日
上限金額・助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別施設（個人や法人が自らの事業のために利用する施設）：上限額 100万円/件 下限10万円</li><li>・共同施設（地域団体・グループ等が利用する施設）：上限額 200万円/件 下限10万円</li><li>・補助率は事業費の3/4以内</li></ul>
給付要件	補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること
その他	
問合せ先	産業経済課 電話：088-893-1115
URL	<a href="https://www.town.ino.kochi.jp/shigoto/shoko/sangyo_shien/12076/">https://www.town.ino.kochi.jp/shigoto/shoko/sangyo_shien/12076/</a>